玉掛け

つり上げ荷重1トン未満のクレーン等(天井クレーン、トラッククレーン、デリック等)の玉掛け作業については、玉掛け特別教育を修了していなければなりなせん。(法第59条、規則第36条)

また、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等については、補助作業であれば玉掛けを行うことができます。

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
クレーン等に関する知識	1	
クレーン等の玉掛けの方法	2	
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	1	9
関係法令	1	
クレーン等の運転のための合図 (実技)	1	
クレーン等の玉掛け (実技)	3	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。	•	

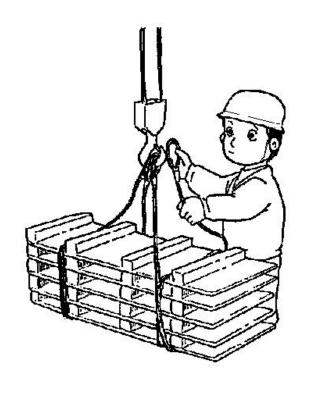
クレーン等:クレーン、移動式クレーン及びデリックをいう。

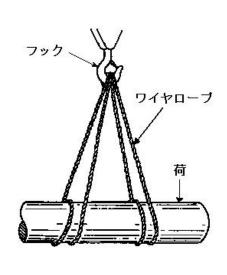
<u>玉</u>掛け: ワイヤロープやチェーンその他の玉掛け用具を用いて、荷をクレーン等のつり具に掛けた

り(荷掛け)、外したり(荷はずし)する作業。

つり上げ荷重: クレーンの構造と材料に応じて負荷させることができる最大の荷重、フック等のつり具の重

量を含む。





≪その他の資格≫

◎ 玉掛け技能講習:つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け作業 (法第61条、令第20条、別表第18)